

[事案 25-36] 契約無効請求

・平成 26 年 3 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

契約を継続しがたい重大な事実が存在することを理由に、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 7 月、募集人から、既契約の満期保険金を保険料に充当する方法を提案され、本契約と別件契約を契約した。(契約翌月に申立人から娘へ契約者変更)

しかしながら、以下の理由により、契約後の一連の経緯において契約を継続しがたい重大な事実が存在することから、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 平成 23 年、既契約の満期保険金を受け取る時期が到来すると、募集人は「本契約と別件契約の保険料は払込済みである」という事実と異なる説明をし、新たに 4 件契約させ、満期保険金を当該契約の保険料に充当させられた。

(2) また、本契約は平成 24 年 8 月に無断で払済保険に変更され、別件契約は本件発覚後に失効した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本契約と別件契約が有効に成立していることについては、申立人と子供(以下「申立人ら」)は認めている。

(2) 申立人らからの苦情の申し出を受け、本契約と別件契約は有効であるが、別件契約については払済契約への変更を取消し、本契約については有効として、新たに契約した 4 件については合意解除し既払込保険料全額を返還する旨回答したが、申立人らは、合意解除には合意したものの、本契約の取扱いについては納得しなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人ら、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 契約を継続しがたい重大な事実について

(1) 生命保険を含め、継続的契約関係においては、当事者の信頼関係が破壊されたと客観的に認められる場合には、契約を解除することが認められるが、この効果は将来に向かってであり、契約当初に遡って契約関係を消滅させることはできない。

(2) 契約を、当事者が一方的に契約当初に遡って消滅させる効果を生じさせるためには、契約(生命保険契約の場合は約款上)、あるいは法律に定められている場合に限られるが、申立人らの主張はこれに合致しないため、申立人の主張を認めることはできない。

2. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の点を考慮すると、本件は和解による解決が相当と判断する。

- (1) 本契約と別件契約は保険料の一部しか支払われていないにもかかわらず、既に払込は完了していると誤説明して新たに4件の契約を勧誘したことは、募集人として著しく不適切な行為といえる。この点について、保険会社は「誤解した」と説明しているが、募集人は本契約と別件契約の保険料が未払いであることを知っていながら、新たに契約を勧誘した可能性も存在する。
- (2) このような募集人の行為は、申立人の意向を逸脱するものであることは明らかであり、他に合理的な理由の無い限り、不適切な募集行為といわざるを得ず、申立人らの提案ではなく募集人主導で行われたものと推測される。
- (3) 募集人は、募集代理店の責任ある地位にもかかわらず、このような不適切な行為を行ったことに重大な責任があり、また、同代理店は地方の高齢者には多大な信用を得ているものであるところ、募集人の行為はこの信用を利用したものであり、その責任は重大である。したがって、法的根拠を別とすれば、信頼関係を破壊されたという申立人の主張も理解できないものではない。
- (4) 他方、申立人らは、本契約および別件契約合計で保険金額1,000万円を超える契約の保険料を負担することは、契約時に理解していたと述べており、契約年である平成22年に満期となる満期保険金は300万円であることから、当然保険料債務が残っていることは理解できたはずである。それにもかかわらず、何ら確認することなく、募集人の「保険料の払込は完了している」との説明を信用して新たな契約を締結し、満期保険金の充当方法を確認しなかったことは、申立人が高齢者であることを考慮しても、申立人らにも過失があると言わざるを得ない。